

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	①食料品の物価高騰に対する特別加算	重点支援地方交付金事業(すさきがすきさ地域振興券事業)【物価高騰対策交付金】	①原油価格やガス・電気料金、食料品などの物価の高騰等に伴い、家計への負担や地域経済への影響をうけるなか、地域振興券を配布することにより、家計への支援をするとともに、地域における消費を喚起し、地域経済の一層の振興を図る。 ②経費内訳 人件費(会計年度任用職員):2,125千円 需用費:3,510千円 役務費:248千円 委託料:6,086千円 扶助費(事業費):248,430千円 ※その他の財源:一般財源 ③1人につき13千円×19,110人 ④須崎市の住民基本台帳に登録のある者	R8.1	R8.4以降
2	⑥農林水産業における物価高騰対策支援	重点支援地方交付金事業(燃油等高騰対策事業)【物価高騰対策交付金】(R6国補正分)	①燃油価格の高騰により厳しい経営に直面している農業者及び農業法人を支援するため、土佐くらしお農業協同組合が行う燃油の価格高騰に備えた積立金に要する借入金の利子補給を実施する。(No.6に継ぎ足してNo.14を実施する。) ②補助交付金 ③借入金利子:2,902千円 ④市内農業従事者及び農業法人	R7.8	R7.10
3	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	重点支援地方交付金事業(小学校給食費補助事業)【物価高騰対策交付金】	①物価高騰により家計に影響を受けている家庭の負担軽減を図るため、市内小学校における給食費の補助を実施する。対象月:令和7年4月～令和8年2月(令和7年8月を除く) ②補助交付金 ③積算根拠 児童数×食数×1食あたり給食費 浦ノ内小学校67名×185食×270円、南小学校2名×185食×260円、吾桑小学校58名×185食×290円、多ノ郷小学校296名×185食×260円、須崎小学校110名×185食×270円、新莊小学校26名×185食×270円、安和小学校33名×185食×270円、上分小学校44名×185食×280円 ④市内8小学校に在籍する児童の保護者(教職員の給食費は対象外)	R7.4	R8.2
4	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	重点支援地方交付金事業(水道料金減免事業)【物価高騰対策交付金】	①物価高騰により家計に影響を受けている家庭の負担軽減を図るため、水道給水世帯及び事業所に対し、月額最低基本料金の3ヶ月分(1,375円×3ヶ月=4,125円)の減免を行う。 ②水道事業会計繰出金 ※その他の財源:すさきがすきさ応援基金繰入金(ふるさと納税) ③積算根拠 減免事業費:3ヶ月分月額最低基本料金概算額41,800千円-減免対象外施設分1,400千円=40,400千円 水道システム更新費:600千円 ④水道給水世帯及び事業所(官公庁等公的施設除く)	R7.6	R7.12
5	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	重点支援地方交付金事業(上水道未給水世帯支援給付金事業)【物価高騰対策交付金】	①物価高騰により家計に影響を受けている家庭の負担軽減を図るため、水道未給水世帯に対し、1世帯あたり4,125円を給付する。 ②扶助費:4,950千円、需用費:162千円、役務費:370千円 ③積算根拠 扶助費(事業費):4,125円×1,200世帯 需用費:プリンタトナー料132千円、コピー用紙料30千円 役務費:郵便料264千円、口座振込手数料106千円 ④井戸水及び山水のみを生活用水として使用する水道未給水世帯(官公庁等公的施設除く)	R7.5	R7.12
6	⑥農林水産業における物価高騰対策支援	重点支援地方交付金事業(漁業事業持続化事業)【物価高騰対策交付金】(R6国補正分)	①燃油価格の高騰等により漁業の持続化が困難となっている漁業者を支援するための補助金を交付する。(No.10に継ぎ足してNo.15を実施する。) ・水揚奨励金:水揚額の1.4%を各漁業協同組合が漁業者に還元。 ・漁場料:漁場代金の1/3を漁業者に還元。 ②補助交付金 ※その他の財源:一般財源 ③積算内訳 ・水揚奨励金:水揚額の1.4%(779,755千円×1.4%=10,917千円) ・漁場料:漁場代金の1/3のうち2/3(25,084千円×1/2×2/3=8,361千円) ※1/2のうち1/3は漁協負担 ④漁業従事者	R7.9	R8.3
7	①食料品の物価高騰に対する特別加算	重点支援地方交付金事業(ポイント還元事業)【物価高騰対策交付金】	①物価の高騰等に伴い、地域経済への影響をうけるなか、市内事業所で地域通貨ジモッペイによるキャッシュレス決済で支払いをした場合に、ポイント還元を行い、家計への支援をするとともに、地域における消費を喚起し、地域経済の一層の振興を図る。 ②経費内訳 委託料:事業者向け広報、問合せ対応等委託1,941千円 扶助費(事業費):20,000千円 ③還元率30%、一人当たり上限3,000円～5,000円程度 ④市内事業所	R8.1	R8.4以降
8	②物価高騰に伴う低所得者世帯・高齢者世帯支援	重点支援地方交付金事業(ひとり親家庭等生活応援事業)【物価高騰対策交付金】	①物価高に直面する低所得者のひとり親家庭等への支援を行うことで、ひとり親家庭の生活を維持する。 ②ひとり親家庭への給付金及び事務費 ③需用費:42千円、役務費:29千円、負担金(事業費):30千円×187人=5,610千円 ④児童扶養手当の受給世帯	R8.1	R8.3

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
9	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	重点支援地方交付金事業(障害者施設支援事業)【物価高騰対策交付金】	①光熱費等の物価高騰の影響を受けた障害福祉サービス事業所がサービスの安定的な提供を継続できるよう、光熱費等高騰分の経費を一部支援する。 ②補助交付金および事務費 ③需用費:150千円、役務費:50千円、 給付金(事業費):入所系事業所:200千円×3事業所、通所系・訪問系・相談系:100千円×12事業所 ④市内障害福祉サービス事業所	R8.3	R8.4以降
10	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	重点支援地方交付金事業(燃油等高騰対策事業)【物価高騰対策交付金】(R7国補正分)	①燃油価格の高騰により厳しい経営に直面している農業者及び農業法人を支援するため、土佐くろしお農業協同組合が行う燃油の価格高騰に備えた積立金に要する借入金の利子補給を実施する。(No.6に継ぎ足してNo.14を実施する。) ②補助交付金 ③借入金利子:2,750千円 ④市内農業従事者及び農業法人	R8.3	R8.4以降
11	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	重点支援地方交付金事業(漁業事業持続化事業)【物価高騰対策交付金】(R7国補正分)	①燃油価格の高騰等により漁業の持続化が困難となっている漁業者を支援するための補助金を交付する。(No.10に継ぎ足してNo.15を実施する。) ・水揚奨励金:水揚額の2%を各漁業協同組合が漁業者に還元。 ・漁場料:漁場代金の1/2を漁業者に還元。 ②補助交付金 ③積算内訳 ・水揚奨励金:水揚額の2%(779,755千円×2%=15,595千円) ・漁場料:漁場代金の1/2(25,084千円×1/2=12,542千円 ※残り1/2は漁協負担) ④漁業従事者	R8.3	R8.4以降